

諮問日：令和3年10月27日（令和3年度（最情）諮問第42号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第58号）

件名：特定の情報公開・個人情報保護審査委員会宛て理由説明書に記載された内容の理由が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総長は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、秘書課が作成した「文書事務における知識付与を行うためのツール」が「処理に係わる事案が軽微なのであるか否か」の判断基準であることは明らかであると主張している。

一方、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書（以

下「別件理由説明書」という。)において、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」(以下「本件通報書」という。)に対する処理に関して、「必ずしも起案日を記載した文書を作成しなければならないものではない。したがって、その決裁過程において起案日を記載した文書が存在しないことは不自然なことではない」と最高裁判所事務総長は主張している。

特定年月日付け理由説明書においては、事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならないと説明し、別件理由説明書では、あたかも管理通達に規定されている文書作成義務に違反していても不自然なことではないと主張しているものようである。

このような管理通達の規定を踏みにじる不当な内容を、委員会宛理由説明書において恥ずかしげもなく主張するのは「最高裁判所が情報公開・個人情報保護審査委員会を蔑ろにしている姿勢のあらわれではないのか」との強い疑念を惹起させるものである。また、本件通報書に対する処理について、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができることを、極力避けたい事情が裁判所にあるのであろうか。

文書作成義務に違反し管理通達を踏みにじる不当な内容を、最高裁判所事務総長が主張するからには、相当な理由、根拠があるはずであり、これを裏付ける文書が存在しないことは有り得ないというべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出の趣旨は、本件通報書の処理に係る事務が、管理通達記第3の1に定める「事案が軽微なものである場合」に当たらないのは明白であるにも関わらず、最高裁判所事務総長が別件理由説明書において司法行政文書が存在しないことは不自然ではないと主張することは管理通達の定めに違反しているとの前提で、別件理由説明書が通達違反の主張をする理由、根拠を裏付ける文書の開示を求めていると考えられる。

この点、最高裁判所は、別件理由説明書の記3「最高裁判所の考え方及びそ

の理由」において、決裁において起案日を記載した決裁票等の文書が作成されることを前提とする苦情申出人の主張に対し、起案した文書について、意思決定の権限を有する者がその内容を決定し、又は確認するに当たって、必ずしも決裁票等の文書によることを要しないと説明した上、上記主張に対し、必ずしも起案日を記載した決裁票等の文書を作成する必要があることを説明しているに過ぎず、本件通報書の処理に係る事務が「事案が軽微なものである場合」であるかどうかについて何ら言及していない。なお、本件通報書の処理に係る事務につき奈良地方裁判所において、対応案が作成されていることは、別件理由説明書に記載のとおりである。

以上のとおり、別件理由説明書は通達違反の主張をしているものではないから、苦情申出人が求める文書は存在しないと言わざるを得ない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 別件理由説明書の記載内容を踏まえれば、最高裁判所事務総長が、管理通達に規定されている文書作成義務に違反していても不自然なことではないと主張しているとは解されない。したがって、別件理由説明書は通達違反の主張をしているものではないから、苦情申出人が求める文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、別件理由説明書が文書作成義務に違反し管理通達を踏みにじる不当な内容を主張するものであることを前提に、その主張の理由及び根拠を裏付ける文書が存在しないことはあり得ない旨主張するが、当該主張は独自の見解と言わざるを得ず、

採用できない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所事務総長は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、秘書課が作成した「文書事務における知識付与を行うためのツール」の抜粋部分が「処理に係わる事案が軽微なものであるか否か」の判断基準や判断要素が分かるものであることは明らかであると主張している。抜粋部分によれば「事案が軽微なものである場合」としては、所管事務に関する単なる照会や問い合わせに対する応答、裁判所内部における日常的業務の連絡や打合せなどが事例として示されている。

一方、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、「必ずしも起案日を記載した文書を作成しなければならないものではない。したがって、その決裁過程において起案日を記載した文書が存在しないことは不自然なことではない」最高裁事務総長は主張している。

「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する処理に係わる事案が軽微なものではないことは明白である。にもかかわらず、司法行政文書が存在しないことは不自然なことではないと最高裁事務総長が主張する理由が分かる文書の開示を申出る。